

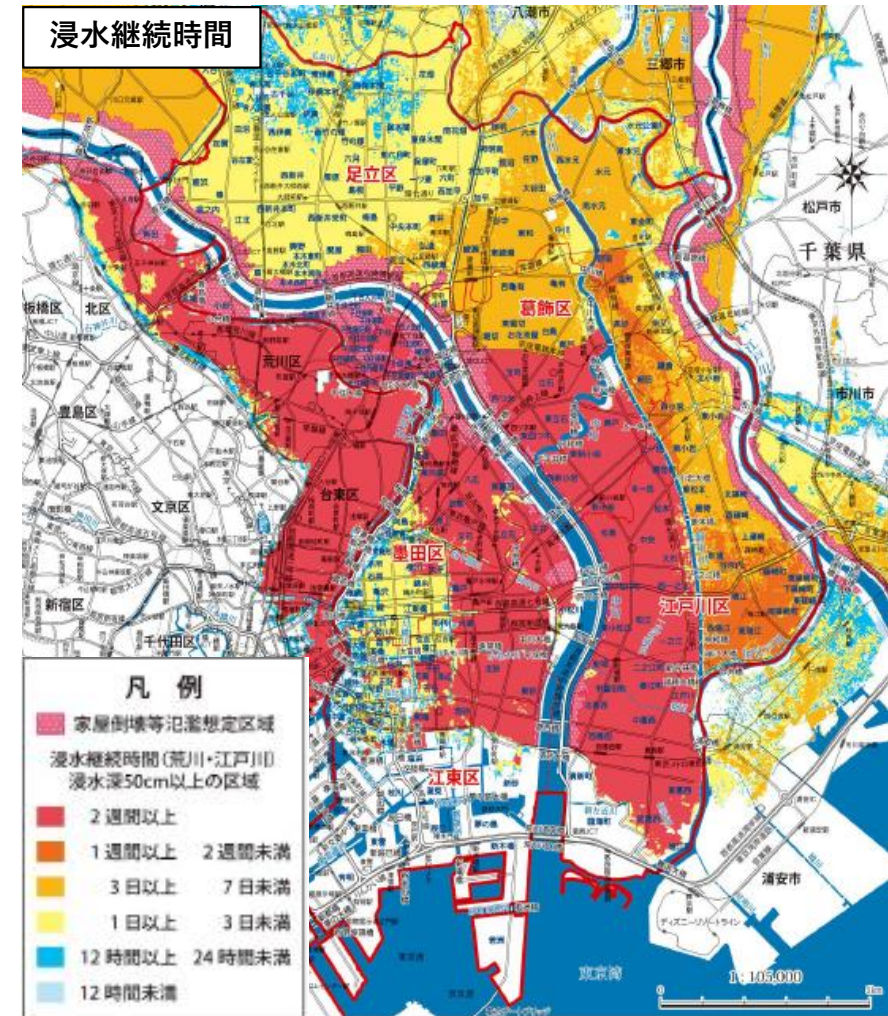
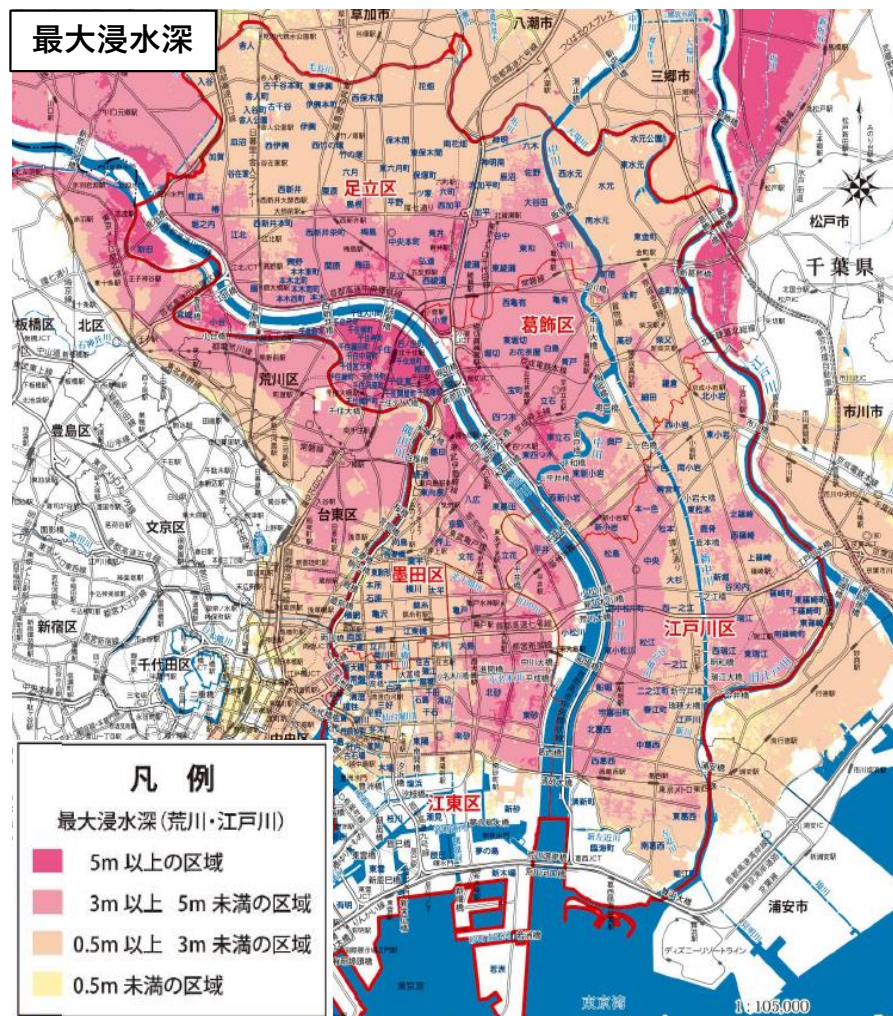
例：江東 5 区における浸水想定

○広く・深く・長い時間 にわたり、浸水するおそれ

※江東 5 区（江戸川区、江東区、墨田区、足立区、葛飾区）

○多くの住民が居住している

※江東 5 区の浸水想定区域内には約 2 5 0 万人が在住



荒川・江戸川浸水想定区域図（想定最大規模）

広域避難に関する取組

こうした浸水に対して**広域避難が必要**

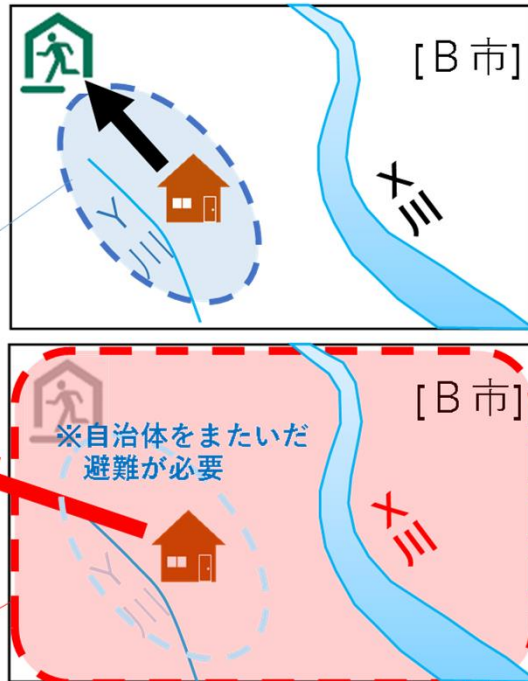
○自治体を跨いだ避難が必要

通常の避難
(Y川の氾濫)

Y川の浸水想定区域

広域避難
(X川の氾濫)

X川の浸水想定区域

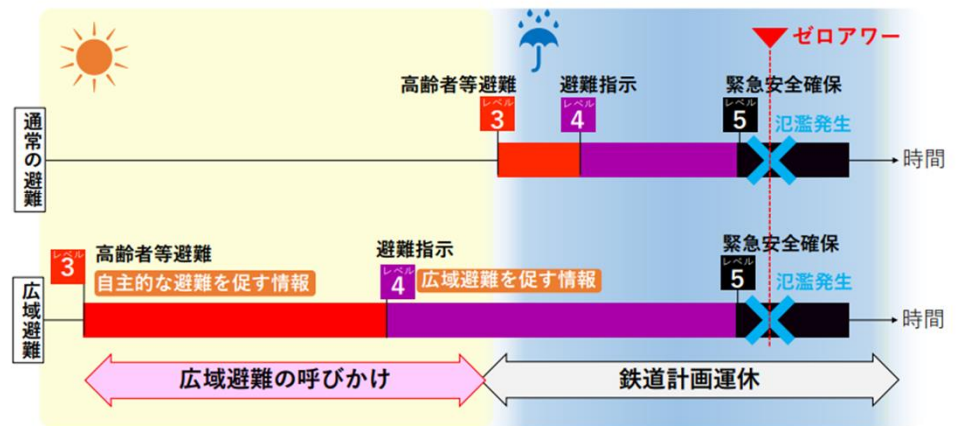


○通常より早く避難する必要

(参考) 広域避難と通常の避難の違い

○切迫度の低い早期のタイミングでの避難が必要。

通常の避難と広域避難のイメージ



※「広域避難」の特殊性として、避難までのリードタイムが長い

※「ゼロアワー」とは、災害の発生時点

広域避難を円滑に実施するために

○令和3年5月 「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」(内閣府)

○令和4年3月 「広域避難計画策定支援ガイドライン」(首都圏における大規模水害広域避難検討会)

現在、「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を開催。
広域避難の実装に向けて、行政機関等が連携して取り組むべき事項等について検討中。

検討体制

「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」等の場で、メディアや交通事業者等を含めた関係機関と意見交換を行いながら、行動の具体化を進めている。

「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」 構成員

座長	内閣府（防災担当）	調査・企画担当参事官		
座長	東京都	総務局防災計画担当部長		
	総務省消防庁	国民保護・防災部防災課長	板橋区	危機管理部長
	国土交通省関東地方整備局	統括防災官	足立区	総合防災対策室長
	国土交通省関東地方整備局	河川部長	葛飾区	危機管理・防災担当部長
	国土交通省関東運輸局	総務部長	江戸川区	危機管理部長
	東京管区气象台	気象防災部長	稲城市	消防本部消防長
	陸上自衛隊	東部方面総監部防衛部長	東京商工会議所	地域振興部長
	東京都	交通局安全管理担当部長	日本放送協会	報道局災害・気象センター長
	埼玉県	危機管理防災部災害対策課長	京成電鉄株式会社	鉄道本部安全推進部長
	千葉県	防災危機管理部危機管理政策課長	首都圏新都市鉄道株式会社	安全総括部長
	警視庁	警備部災害対策課長	小田急電鉄株式会社	安全・技術部長
	警視庁	交通部交通規制課長	東京地下鉄株式会社	鉄道本部安全・技術部部長
	東京消防庁	防災部震災対策課長	一般社団法人東京バス協会	常務理事
	中央区	防災危機管理室長	東武鉄道株式会社	執行役員鉄道事業本部安全推進部長
	台東区	危機管理室長	東日本旅客鉄道株式会社	鉄道事業本部安全企画部門長
	墨田区	都市計画部危機管理担当部長	北総鉄道株式会社	常務取締役
	江東区	総務部長（危機管理室長兼務）	株式会社 NTT ドコモ	災害対策室長
	練馬区	危機管理室長	KDDI 株式会社	サービス統括本部サービス開発 3 部コアスタッフ
	北区	危機管理室長	ソフトバンク株式会社	プロダクト本部 UX 企画統括部 UX 企画部 UX 企画 4 課長
	荒川区	区民生活部長	楽天モバイル株式会社	BCP 管理本部 BCP 推進部副部長

首都圏大規模水害広域避難計画モデルについて（令和6年度新規施策）

- 計画モデルは行政区域を越えた避難が必要な自治体が、広域避難計画の策定に用いるひな型である。
- 計画モデルの記載内容は、広域避難自治体が広域避難を実施する際に必要な事項とし、広域避難自治体が広域避難計画を策定する際の記載内容のレベル感の統一や抜け漏れを防ぐため可能な限り穴埋め方式で作成している。加えて、広域避難計画を具体化する際の留意点等を【解説】として記載している。
- 計画モデルには、「いつ」「誰が」「何をするか」を記載している。
- これまでの検討会において検討を進めてきた広域避難先施設の開設運営、避難手段・誘導及び広域避難情報等の発信の検討結果等を反映し、今年度末に最終とりまとめを行う予定である。

4.1.6 広域避難先施設の状態把握・調整
【発災 2～3日前から広域避難先施設開鎖時】《〇〇区（広域避難自治体）》

〇〇区（広域避難自治体）は、自らが運営する広域避難先施設の次の情報を東京都に報告する。

【報告事項】

- ・広域避難先施設の開設要請状況
- ・広域避難先施設の開設状況
- ・避難者の受入状況
- ・広域避難先施設の閉鎖

〇〇区（広域避難自治体）は、次の状況が発生した場合は、東京都に対して調整を要請する。

【調整事項】

- ・広域避難先施設の開設にあたり、十分な施設を確保できない場合
- ・広域避難先施設の閉鎖にあたり、避難者の移動が必要となった場合

【解説】

広域避難先施設は、細目協定に記載された施設・部屋のうち、利用要請時に、施設管理者が提供可能としたスペースを利用することが前提となっている。このため、〇〇区（広域避難自治体）は、広域避難先施設の開設にあたり、利用できるスペース等を事前に施設管理者に確認する必要がある。また、広域避難先施設の利用期間は、利用開始後3日程度としているため、万一、避難者の自宅などが被災し、避難生活が必要となった場合、当該広域避難先施設の利用延長の協議を行う必要がある。一方、他の避難所等への移動の検討も必要となる。これらの対応を広域避難自治体が単独で行うことが困難な時は、東京都に協力依頼をするなどの対応が必要である。

【解説】には広域避難計画を具体化する際の留意点等を記載→

〇〇区（広域避難自治体）は、自らが運営する広域避難先施設の次の情報を東京都に報告する。

【報告事項】

- ・広域避難先施設の開設要請状況
- ・広域避難先施設の開設状況
- ・避難者の受入状況
- ・広域避難先施設の閉鎖

【解説】

広域避難先施設は、細目協定に記載された施設・部屋のうち、利用要請時に、施設管理者が提供可能としたスペースを利用することが前提となっている。このため、〇〇区（広域避難自治体）は、広域避難先施設の開設にあたり、利用できるスペース等を事前に施設管理者に確認する必要がある。また、広域避難先施設の利用期間は、利用開始後3日程度としているため、万一、避難者の自宅などが被災し、避難生活が必要となった場合、当該広域避難先施設の利用延長の協議を行うことが必要である。一方、他の避難所等への移動の検討も必要となる。

これらの対応を広域避難自治体が単独で行うことが困難な時は、東京都に協力依頼をするなどの対応が必要である。

図 計画モデルの記載内容

広域避難に関する取組

- 計画モデルの各章において、「いつ」については、これまでのタイムラインの検討で整理してきた広域避難に関する情報名に関する情報のフェーズ毎に記載することを基本としている。
- 計画モデルに使用している用語の定義は下記のとおり。

想定時間 (目安)	避難情報と 警戒レベル	広域避難 に関する情報名	情報の内容
氾濫発生 72時間前		広域避難の 検討開始	広域避難自治体が共同で 広域避難の実施に向けた 検討を始めたことを伝える 情報。避難準備について もあわせて伝達
氾濫発生 48時間前	(警戒レベル3) 高齢者等避難	自主的な避難を 促す情報	安全な地域にある親戚・ 知人宅やホテル・旅館等 の宿泊施設などへの自主 的な避難を促す情報
氾濫発生 24時間前	(警戒レベル4) 避難指示	広域避難を 促す情報	広域避難先を示すととも に、鉄道等の計画運 休が始まる前までの広 域避難を促す情報
氾濫発生 9時間前		垂直避難を 促す情報	計画運休が始まるなど、 広域避難が困難になった 段階で、建物の浸水しな い上層階等への垂直避難 等を促す情報
氾濫発生 又は その直前	(警戒レベル5) 緊急安全確保	緊急安全確保	災害が発生又は切迫して いることを伝える情報

災害発生

【大規模水害】

自治体の行政区域を越える避難（広域避難）を必要とするような、これまで経験したことがない規模の水害のこと。

【東京東部低地帯】

東京都東部に広がる、海拔ゼロメートル地帯を含む低地域のこと。

【自宅等からの避難】

自宅等から安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。少なくとも以下の①～③のいずれかに該当する場合には自宅等からの避難の必要がある。

- ① 自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っている。
- ② 自宅等の全居室が浸水する。
- ③ 自宅等が長期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できない。

【屋内安全確保】

ハザードマップ等で自宅等の浸水想定等を確認し、少なくとも以下の①～③の条件をすべて満たしている場合に、自宅の上階等、安全な場所に留まること（待避）等により、住民が自らの判断で計画的に身の安全を確保すること。

- ① 自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないこと。
- ② 自宅等に浸水しない居室があること。
- ③ 自宅等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること。

【自主避難】

住民自らが災害リスクのある区域外等の安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等、行政が指定した避難先以外の場所を避難先として確保し、避難すること。

【垂直避難】

近隣のマンションやビル等、身の安全の確保が可能な建物の浸水しない上階への移動により、計画的に身の安全を確保すること。

【広域避難】

自治体の行政区域を越える避難のこと。

【広域避難自治体】

広域避難の実施を検討している自治体のこと。

【運営要員】

広域避難先施設を運営するため、広域避難自治体が派遣する職員のこと。

【広域避難先施設】

広域避難者を受け入れる施設のこと。

【広域避難先施設立地自治体】

広域避難先として確保した施設が立地している自治体のこと。

【広域避難先施設管理者】

広域避難先としての施設利用について協定等を締結した当該施設の管理者。

【広域避難に関する情報】

住民に広域避難等の避難行動を促すために行政が発信する情報のこと

【首都圏検討会】

「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」のこと。

広域避難に関する取組

- 令和6年度中に、検討会において**広域避難計画モデル（ひな型）**を作成予定
- 令和7年度以降は、広域避難計画モデルに基づき、東京都と東京東部低地帯の基礎自治体（**10区**）が広域避難計画を作成。内閣府では、広域避難計画モデルを基に、全国水平展開を図っていく事としている。

■今後の予定

